

補助金交付までの流れ

7/5

交付決定 (実施要領 様式第2)

通知日以降に発生する経費が補助対象となります。
通知後、速やかに国内代理人へ発注(正式な出願依頼)を行ってください。

随時

計画変更の承認申請 (実施要領 様式第3)

出願国の変更や出願内容の変更などを行う場合、変更申請が必要となります。
様々なケースが考えられますので、取り組む前に事前に産業財団へ相談ください。
計画変更や事前相談を実施せず、確定検査において申請時と異なる出願をしたと判断された場合、補助対象とはなりません。

12/31 まで

外国出願完了

この日までに出願が間に合わなかった場合は、補助対象となりません。
特に翻訳作業に時間を要する「特許出願」には注意が必要です。
国内代理人へ進捗状況を確認しながら進めてください。

1/31 まで

経費支払完了期日、実績報告書の提出 (実施要領 様式第6)

国内代理人からの請求期日ではなく、支払完了が必須となります。
請求書等については、国内代理人から余裕をもった期日で入手ください。
また、実績報告書及び出願に係る証憑資料(別添資料参照)を提出いただきます。
実績報告書の提出が早ければ、以降の事務手続きを前倒して交付(支払い)することができますので、早めの対応をお願いします。

3月上旬まで

交付確定及び請求書の提出 (実施要領 様式第8、第7)

提出いただいた実績報告書及び証憑資料を基に産業財団及び関東経済産業局にて確定検査を行います。確定検査において、適正と判断され、「交付確定」となりましたら、産業財団宛に請求書を提出いただきます。

3/31 まで

補助金交付

提出いただいた請求書をもとに、指定口座へ補助金を交付(振込)いたします。